種の保存法改正の提言

a. 種の保存法改正への流れ

「生物多様性基本法」が、2008年6月6日に成立した.この法律は、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的」としている(第1条).従来、全府省の閣僚が参加する「地球環境保全に関する関係閣僚会議」が策定主体となっていた「生物多様性国家戦略」を法律に基づく国の計画として位置づけ、他の国の計画は同戦略を基本とすることが明示されたほか、個別法にかかわる事項についても規定を置いている.

その規定のひとつとして、第 15 条 1 項は、「国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定している。ここでは、単に種の保存法が基本法の下に位置づけられたというだけでなく、絶滅危惧種の保全に関する法制度の強化が求められている、と理解すべきであろう。

また,2010年10月,生物多様性条約第10回締約国会議(以下「COP10」)が名古屋で開催され,「生物多様性2010-2020戦略計画および愛知ターゲット」が採択された。そこでは絶滅危惧種の絶滅が防止され,さらにその保全状況が改善されることが目標に加えられている。COP10ホスト国である日本が国際的責任を果たすためにも,絶滅危惧種保全のための法制度の充実は大きな課題であり、愛知ターゲットの国内的実施の核と位置づけられるにふさわしい。

種の保存法にはさまざまな課題がある. 絶滅危惧種保全のための法制度の中心を担う法律として, この機に大きく見直すことが必要であろう.

b. 種の保存法改正のポイント

(ワシントン条約の履行との関係での国内取引規制に関する提言をのぞく)

(1) 基本原則の見直し

財産権の行使や公共事業の目指す公益実現のための行為であっても、それらが無制限に 許されるわけではなく、絶滅危惧種の保全のために調整を受けるべきことが明確に規定さ れるべきである.

(2)保全目標の見直し

国内希少種の絶滅が防止されるにとどまらず、絶滅の危険がない状態まで回復され、種

の保存法の保全措置をもはや必要としなくなることを保全目標とされる旨明確に規定されるべきである. その関連で、「保存」という用語は、「保全」に代えられるべきである.

(3)保全対象の見直し

地理的あるいは遺伝的に区分できる個体群を,種と独立に保全の対象とすべきことが明確に規定されるべきである.

国内希少種指定の要件である「絶滅のおそれ」は、「種の存続に支障を来す事情があること」と定義されているが、準絶滅危惧種も保全対象となるよう、近未来においてその種の存続に支障を来す事情が生じるおそれがあることも定義に含めるべきである.

(4) 国内希少種の指定手続の見直し

国内希少種の指定手続に指定の適時・的確な指定を促進するメカニズムとして,科学性, 市民参加および透明性を確保するための手続が明確に規定されるべきである.

(5) 国内希少種保全のための法定計画制度(回復計画)の創設

国内希少種の絶滅の防止と絶滅の危険のない状態への回復を図るため、科学性、市民参加および透明性が確保された戦略的計画制度(回復計画)を創設する.その際、国内希少種の指定に伴う回復計画策定手続、絶滅危惧種の保全に不可欠な知識、技術および権限(すなわち、専門家、NGO・関心をもった一般市民および関係行政機関等)を結集するための手続きならびに順応性を備えた計画見直しのための手続き等が明確に規定されるべきである.

(6) 生息地保全のための措置の見直し

国内希少種の指定に伴い,原則として生息地等保護区を指定しなければならないことが明確に規定されるべきである.

生息地等保護区を補完するものとして、土地所有者との間で結ぶ任意協定など、ゾーニング規制以外の手法を用いた制度が創設されるべきである.

(坂元雅行)